

(地 I 321)

平成 3 0 年 3 月 8 日

都道府県医師会

担 当 理 事 殿

日本医師会常任理事

釜 菴



看護師の特定行為に係る研修制度に関するリーフレット  
(訪問看護ステーション・介護施設向け) の周知について

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて今般、厚生労働省において看護師の特定行為研修制度に関するリーフレット  
(訪問看護ステーション・介護施設向け) が作成され、本会に対しても周知方依頼  
がありました。

本リーフレットは、訪問看護ステーション及び介護施設の従事者に対して、看護  
師の特定行為研修制度の周知を図ることを目的に作成されたものであり、厚生労働  
省のホームページにも掲載されています。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000077077.html>

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただきますとともに、  
貴会管下郡市区医師会等への周知方につき、ご高配賜りますようお願い申  
し上げます。



事務連絡  
平成 30 年 2 月 26 日

公益社団法人 日本医師会 御中

厚生労働省医政局看護課  
看護サービス推進室

看護師の特定行為に係る研修制度に関するリーフレット  
(訪問看護ステーション・介護施設向け) の周知について (協力依頼)

看護行政の推進については、平素よりご理解とご協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

看護師の特定行為に係る研修制度 (以下「本制度」という。) については、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律 (平成 26 年法律第 83 号) において、保健師助産師看護師法 (昭和 23 年法律第 203 号) の一部が改正され、平成 27 年 10 月 1 日から施行されております。

本制度は、看護師が手順書により行う特定行為を標準化することにより、今後の在宅医療等を支えていく看護師を計画的に養成していくことを目的としております。

この度、訪問看護ステーション・介護施設の従事者に対し、本制度の周知を図ることを目的に、別添のとおりリーフレットを作成いたしました。つきましては、貴管下の関係者各位へ情報提供いただくなど、特段のご配慮を賜りますようお願いいたします。

(別添)

・リーフレット

『これからの医療を支える「看護師の特定行為研修」のご案内』(訪問看護ステーション・介護施設の皆さまへ)

(参考)

・リーフレット掲載先

厚生労働省ウェブサイト URL :

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000077077.html>

<問合せ先>

厚生労働省医政局看護課看護サービス推進室

後藤、吉安

電話 : 03-5253-1111 (内線4178)



### 研修の期間はどれくらいですか？

指定研修機関や研修を行う区分別科目によりますが、  
おおむね6か月～2年間で修了することができます。



### 研修の受講料はいくらかかりますか？

指定研修機関や研修を行う区分別科目によりますが、  
おおむね30万円～250万円かかります。



### 活用可能な支援制度はありますか？

都道府県によっては、受講費補助の支援が受けられる場合があります。また、指定研修機関によって、雇用保険の給付制度の一つである「教育訓練給付」が活用できる場合もありますので、ご活用ください。

→支援制度の詳細は、各都道府県または、  
最寄りのハローワークにお問い合わせください。



### 研修について詳しく知りたいのですが？

厚生労働省のウェブサイトをご覧ください。

#### ▶▶▶ 特定行為に係る看護師の研修制度

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000077077.html>



### 特定行為の適切な実施のため、ご協力をお願いいたします。

本制度は、従来の「診療の補助」の範囲を変更するものではありません。

これまで通り、看護師は、医師・歯科医師の指示で、特定行為に相当する診療の補助を行うことができますが、医療機関の皆さまには、特定行為を適切に行うことができるように、「看護師等の人材確保の促進に関する法律」（平成4年法律第86号）第5条の規定に基づき、看護師が自ら研修を受ける機会を確保できるように配慮をしていただきたいと思います。

また、看護師は、「保健師助産師看護師法」（昭和23年法律第203号）第28条の2及び「看護師等の人材確保の促進に関する法律」第6条の規定に基づき、その能力の開発及び向上に努めていただきたいと思います。

平成30年2月発行

## 訪問看護ステーション・介護施設の皆さまへ

# これからの医療を支える 「看護師の特定行為研修」のご案内

本リーフレットにおける「特定行為」は、看護師が手順書に基づき行う38の診療の補助行為を指します。介護職員等による感涙吸引等の行為とは異なります。



### 「特定行為に係る看護師の研修制度」で、変わることに

#### 1 見える

医師・歯科医師があらかじめ作成した「手順書」に基づいて看護師が行える「特定行為（診療の補助）」が明確になりました。

#### 2 身につく

特定行為研修により、今後の医療を支える高度かつ専門的な知識と技能を身につけた看護師が育成されます。

#### 3 見極める

特定行為研修を修了した看護師が患者さんの状態を見極めることで、タイムリーな対応が可能になります。

## 「治療」と「生活」の両面から利用者さんを支えるために…

### 「特定行為研修」の目的

特定行為研修を受けた看護師は、医師・歯科医師があらかじめ作成した手順書（指示）によって、タイムリーに特定行為を実施することができるようになります。

特定行為研修は、今後の急性期医療から在宅医療等を支えていく看護師を、計画的に養成することを目的としています。



### 研修内容

- 看護師が就労しながら研修を受けられるよう、
- ①講義・演習は、eラーニング等通信による学習が可能です。
  - ②実習は、受講者の所属する医療機関等(協力施設)でも受講可能です。

### 在宅医療に関する「特定行為研修」のイメージ

例)・創傷管理関連  
・栄養及び水分管理に係る薬剤投与関連 を受講する場合

共通科目 (315時間)	区分別科目 (15~72時間)		
	<特定行為区分>	<特定行為>	<実習施設>
全て通学 又は eラーニングと 一部通学	創傷管理関連 (72時間)	褥瘡又は慢性創傷における血流のない壊死組織の除去	協力施設の訪問看護ステーション(勤務先)
		創傷に対する陰圧閉鎖療法	協力施設の病院等(勤務先外)
	栄養及び水分管理に係る薬剤投与関連 (36時間)	脱水症状に対する輸液による補正	協力施設の訪問看護ステーション(勤務先)
		持続点滴中の高カロリー輸液の投与量の調整	協力施設の訪問看護ステーション(勤務先)

研修は、全ての特定行為区分に共通して学ぶ「共通科目」と特定行為区分ごとに学ぶ「区分別科目」により構成されています。講義、演習、実習によって行われ、研修機関によっては、講義、演習に「eラーニング」を導入しています。

「共通科目」は、厚生労働大臣が指定する指定研修機関で行いますが、「区分別科目」は、指定研修機関と連携することで、勤務先で行うことが可能な場合があります。

## 研修修了者の声

### 訪問看護ステーションで活躍する研修修了者

どこでも訪問看護ステーション 田野 創傷管理関連他8区分修了

もっこう たつや  
木工 達也 氏



私は、訪問看護への転職と同時期に、特定行為研修を受講しました。職場からの勤務調整や給与面等のサポートを得て、修了することができました。

研修の大きな特徴は、フィジカルアセスメントのスキルの向上や臨床推論を基盤とした視点が身につく点です。受講によって、多職種との連携の際に「医療」と「生活」の視点からの統合した共通のゴールを示せるようになり、利用者や家族の安心した療養生活の支援につながると思います。

研修修了後は、訪問の際に異常を察知すると、身体診察と問診を行い、鑑別疾患を挙げ、在宅医に報告して必要な処置を行っています。褥瘡管理時は、外科的処置を実施する機会が多いため、早期加療が可能となりました。また、胃瘻などの



継続的な医療サービスが必要な利用者の受診に伴う苦痛や在宅医の負担の軽減、利用者の重症化予防、救急搬送数の減少も期待できます。

在宅領域の特定行為研修修了者は、未だ少ないのが現状です。研修で得た知識・技術を他看護師と共有することで、事業所単位の看護の質も向上します。ご検討中の皆さまも、一歩を踏み出し、受講してみたいはいかがでしょうか。

### 介護施設で活躍する研修修了者

介護老人福祉施設 ヴィラ町田

ねもと ちえ  
根本 千恵 氏



特定行為研修の修了に向け、施設長をはじめ快く実習に送り出してくれました。研修中は、施設との間で「報・連・相」をこまめに行うことが大切だと感じました。

研修によって、アセスメントする力や必要な治療を理解し特定行為を実施する力がつきました。研修内容は、特定行為のみに活かすのではなく、日々の看護業務の中で、特定行為も含めた医療・看護の提供にも繋がっています。

具体的には、「脱水症状に対する輸液による補正」、「感染徴候がある者に対する薬剤の臨時的投与」等を中心に、毎週数例の特定行為を実践しています。手順書の範囲内である場合は、医師の指示を待たずに、利用者様の病状の変化を自ら判断し、迅速に対応していますが、幸い、利用者様やご家族の理解も得られ、医師・管理者・同僚との信頼関係も深まりました。多様な臨床場面で、多数の特定行為を実践できるようになったことは、自信にも繋がりました。



課題は、研修を修了した看護師が施設に私一人で、不在時の対応ができないことです。一人でも多くの看護師が受講することで、利用者様の施設生活の継続に繋がる関わりができると思うので、ぜひ受講していただきたいです。